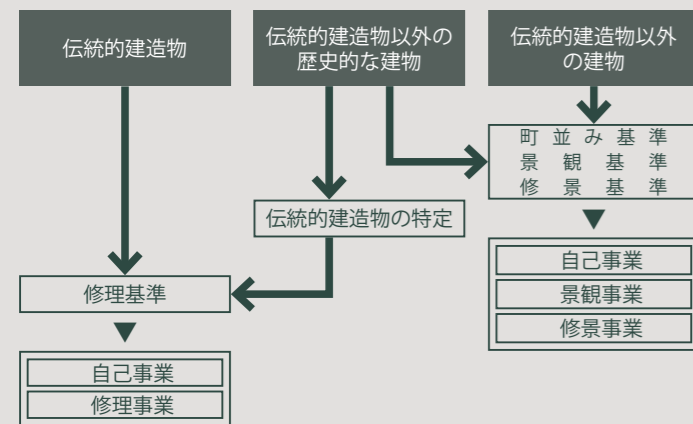
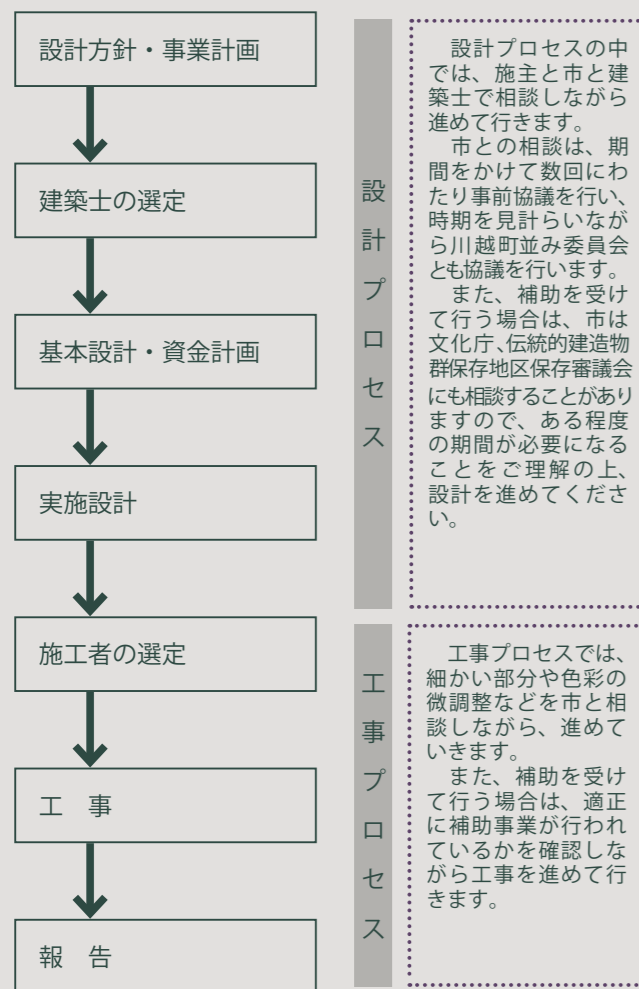


設計方針・事業計画の考え方



建築の流れ



提出書類一覧表

現状変更行為許可申請書（2部）

- 伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書
- 位置図
- 配置図
- 各階の平面図
- 各面の立面図（外部に露出する建築設備、広告物及び各部の仕上げを記載すること。ただし、特に添付を要しないと認めるときは公共側立面図のみとする。）
- 主要部1面以上の断面図
- 主要部1面以上の矩形図（ただし、必要と認めるときは部分詳細図を含む。）
- 外構平面図（門、塀、植栽、玄関周り、室外機、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載する。また、植栽は木竹名を記載すること。）
- 工事仕様書（仕上げ、材質のわかるもの。）
- 完成予想図（着色された外観パース。または、立面図に着色のこと。）
- 現況カラー写真
- 使用材料等のカタログ等（外壁材等のカタログ及びサンプル）

現状変更行為完了届（1部）

- 伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了（中止）届出書
- 伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可通知書（写）
- 竣工図一式
- 工程写真
- 竣工写真

補助金交付申請書（1部）

- 川越市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付申請書
- 伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可通知書（写）
- 事業計画書
- 収支予算書
- 見積書（写）
- その他、現状変更行為許可申請書の添付書類一式
- 預金口座振込依頼書

伝統的建造物群保存地区保存事業実績報告書（1部）

- 伝統的建造物群保存地区保存事業実績報告書
- 補助事業成果報告書及び収支精算書
- 工事費明細書（写）
- 竣工図一式
- 竣工写真
- 契約書（写）
- 請求書（写）
- 領収書（写）

伝建地区内の建築行為の許可と流れ

建築行為の手続き

伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区という）内のすべての建築物・工作物等において、その現況を変更変更するときには、あらかじめ、市役所に申請して現状変更行為許可を受けることが必要です。事前相談・協議は、ある程度の期間を要するためにお早めに相談ください。

また、建築行為の完了後は、現状変更行為完了届を提出してください。

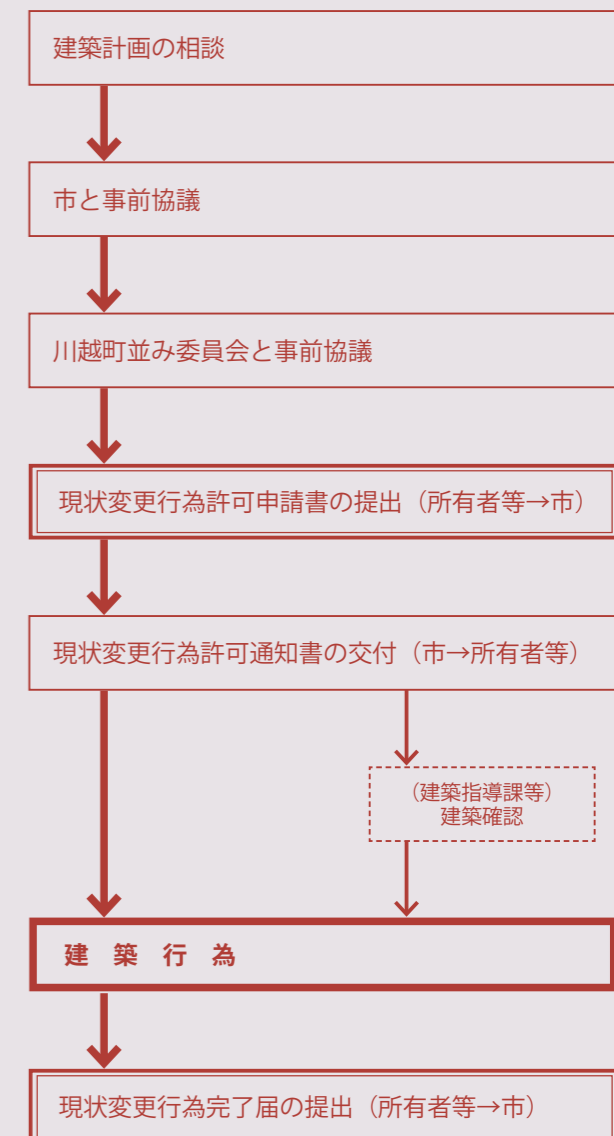
許可を受けなければならない行為は、以下のとおりです。

- 建築物・工作物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- 建築物・工作物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更するもの
- 宅地の造成などの土地の形質の変更
- 木材の伐採など

《注意》

- ※ 外構、門扉、看板、暖簾等も許可の対象になります。
- ※ 伝統的建造物の除却は原則として認められません。
- ※ 外観を変更しない内部のみの改修は対象になりません。
- ※ 外観の軽微な変更であっても対象になる場合があります。また、一部助成の対象になる可能性もありますので、外観を変更される場合は、その程度にかかわらずご相談ください。

現状変更行為許可申請のフローチャート



川越町並み委員会と事前協議

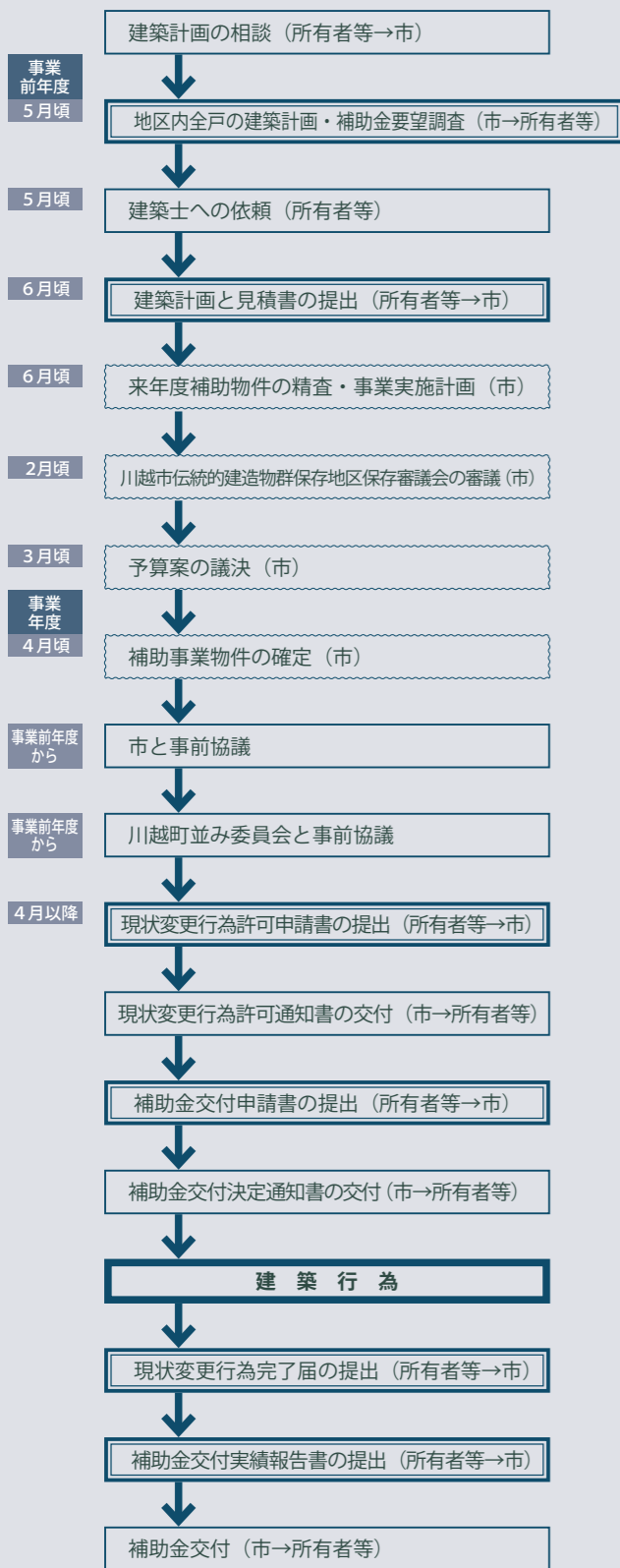
伝建地区内の建築行為は、市の許可手続きに先んじて、川越町並み委員会で「町づくり規範」に基づく協議を行います。川越町並み委員会は、概ね毎月の月末に行われていますが、不定期のため、計画の段階で事前に連絡し、日程を確認してください。川越町並み委員会に出席される方は、計画・意匠を説明できる方であれば、施工主及び事業関係者等を問いません。

川越町並み委員会は、平成27年3月に川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体に指定されました。

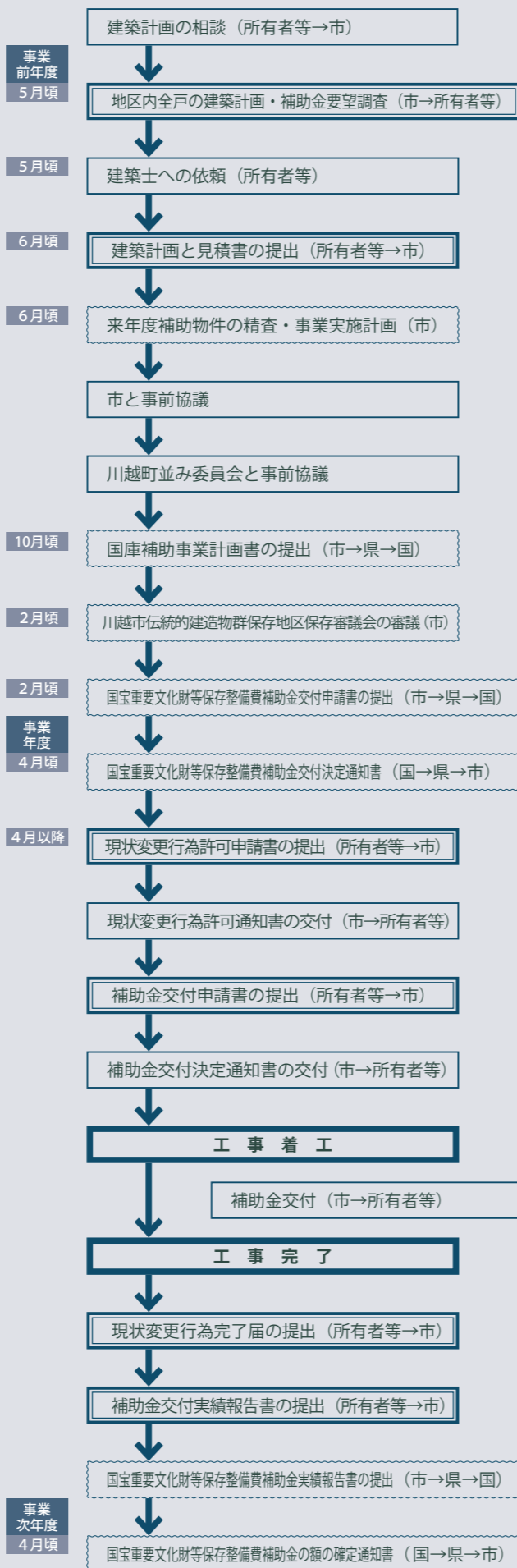
《川越町並み委員会への提出書類》

- 配置図
- 平面図（外観に関する壁面、開口部等がわかれば、建物内部を消したもので良い）
- 立面図（高さ、屋根勾配、材質等）
- 断面図（各寸法、材質等）
- 色彩及び仕上げがわかる着色された図面及びイメージ図

景観事業のフローチャート



修理事業・修景事業のフローチャート



助成制度について

伝建地区内の伝統的建造物の修理やその他の建物の外観等を変更するときに、積極的に歴史的な町並みに調和するものとした場合、主にその外観についての助成を受けることができます。

補助額については、川越市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金が決定されます。

《注意事項》

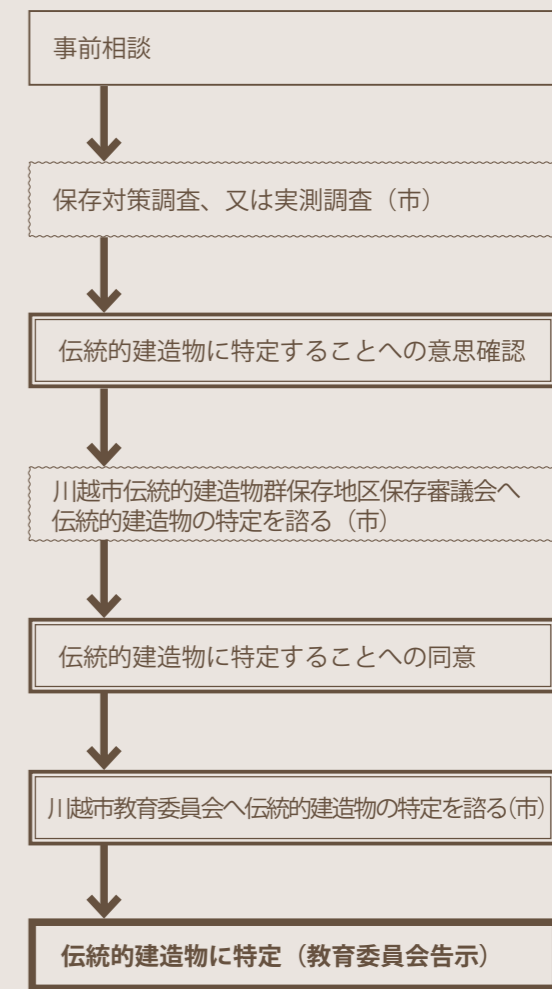
※ 修理事業及び修景事業に対しては、補助金（市が1/2・国が1/2）に、国庫補助金が充当されます。また、文化庁と協議等を行いますので、十分な準備及び期間が必要となります。

※ 伝統的建造物において、災害及び老朽化等により緊急に行う応急的な修理及び措置が必要な場合は、補助対象経費のうち、4/5以内において市単費補助金の交付を受けることができますが、部分的な修理等に限られます。また、市の限られた予算内において交付するため、年度内では困難な場合もあります。

※ 補助金については、国及び市の財政状況により、年間に行われる補助物件及び金額が限られる場合があります。

行為	区分	補助対象経費	補助率	上限額(万円)
修理	特定されている伝統的建造物の修理（緊急修理も含む）	外観の復原、現状維持及びそれに必要な構造補強等に要する経費	4/5以内	1,600
修景	伝統的建造物の建築様式に準じた新築、改修等	外観の整備に要する経費	3/5以内	600
景観	歴史的風致との調和、景観に寄与する新築、改修等	道路、公園、広場等の公共の場所より容易に望見できる外観の整備に要する経費	2/5以内	300
復旧	災害等により損壊した伝統的建造物及び環境物件を現状に復する行為に要する経費のうち、市長が認めたもの。			市長が別に定めます
管理	建築物等に火災報知設備等を設置する行為その他建築物の維持管理等のための行為に要する経費のうち、市長が必要と認めたもの			市長が別に定めます

伝統的建造物に特定することへのフローチャート



《注意》

※ 伝統的建造物に特定する場合、必ずしも事前に実測調査又は保存対策調査を行うものではありません。伝統的建造物として特定してから、修理を行う際に設計の中で調査を行うこともあります。

「伝統的建造物」

伝建地区内において、江戸時代から昭和初期にかけての建造物で、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるもの。

「事前相談」

伝統的建造物に特定する事については、随時、建物所有者からの相談を受け付けています。また、市から建物所有者に伝統的建造物への特定を奨めることもあります。

「保存対策調査」

市の予算で建造物の歴史的評価を行うと共に、実測調査、損傷状況の把握、修理方針の策定を行います。

「実測調査」

市の予算で建造物の実測調査を行い、現況の確認を行います。